

内閣総理大臣 殿

認定地方公共団体の長の氏名

年 月 日付で認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る 年度の実施状況を確認した結果について、地域再生法施行規則第14条第3項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 地域再生計画の名称及び事業の名称

| | |
|-----------|--|
| 地域再生計画の名称 | |
| 事業の名称 | |

2 各事業の実施状況

| | |
|---------|--|
| 個別事業の名称 | |
|---------|--|

2-1

| 項目 | 内容 | チェック欄 | | | | |
|------------------------------|--|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|
| | | 番号 寄附受領日 | i 年 月 日 | ii 年 月 日 | iii 年 月 日 | iv 年 月 日 |
| (1) 企画又は立案段階／ 寄附を受けた段階 | ① 当該事業が、都道府県（市町村）まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標やKPIにどのように寄与するか、明示的に説明できる。 | | | | | |
| | ② 認定地方公共団体以外の者が、当該事業の企画又は立案に関与している場合、その者と寄附法人等（寄附法人又は当該法人の関係会社をいう。以下同じ。）との間に取引等（契約に基づく取引又は行為をいう。以下同じ。）の関係があるか確認している。 | | | | | |
| | ③ ②において確認した結果（取引等の関係の有無）について、右欄に記載すること。 | | | | | |
| | ④ ③が「有」の場合、）取引等の内容について、2-1下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。 | 備考欄に記載 | | | | |
| | ⑤ 当該事業の企画又は立案に関与する者に対して、地域再生法施行規則で禁止されている「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」について説明している。 | | | | | |
| | ⑥ 寄附を受けた日において、当該事業の歳出予算について既に議決している。 | | | | | |
| | ⑦ ⑥が「×」の場合、）理由及び事業内容について、2-1下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。 | 備考欄に記載 | | | | |
| (2) 事業段階実施 | ① 寄附が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な費用に充当されるよう留意して適切に事業を実施している。 | | | | | |
| (3) 寄附法人名・ 寄附額等の公表 | ① 当該事業の寄附法人名・寄附額を公表している。また、非公表とする場合は、その理由について、認定地方公共団体において説明責任を果たしている。 | | | | | |
| | ② 当該事業の契約等が次のいずれかに該当するときは、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業の入札において入札に加わった者が一の者又は一の者とその者の関係者のみであり、かつ、契約者等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に関する契約が随意契約（少額のものを除く。）であり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に係る補助金の交付申請者が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その補助金の交付先等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 ・当該事業に係る負担金の拠出先が一の者又は一の者とその関係者のみであり、かつ、その負担金の拠出先等が寄附法人等である場合、寄附法人の名称を公表している。 | | | | | |
| | ③ ②のいずれかが「×」の場合、）公表を希望しない理由の正当であることについて、第三者を含む審議会等の確認を受けている。 | | | | | |
| | | | | | | |

| 項目 | 番号 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

2-2

| 項目 | 内容 | チェック欄 | | | | |
|------------------------|--|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|
| | | 番号 契約締結日 | i 年 月 日 | ii 年 月 日 | iii 年 月 日 | iv 年 月 日 |
| (1) 入札・契約等の 準備段階 | ① 地域再生法施行規則第13条において「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない」と定めるところ、地域再生基本方針・Q&A等も確認の上、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することがないよう、事業の実施に係る準備・手続を行っている。 ・入札・契約事務の手続において、寄附の受領を理由に寄附法人等とその他の法人とを別異に取り扱っていない。 ・入札・契約事務の手続において、公正性・透明性が確保されている。 ・随意契約による場合は、その手続において、より一層、公正性・透明性を明示的に説明できる。 | | | | | |
| (2) の契約締結 段階 | ① 認定地方公共団体以外の者が、当該事業の企画又は立案に関与している場合において、その者が当該事業に係る契約の相手方になっていない。 | | | | | |
| | ② ①が「×」の場合、）当該事業に係る契約の手続の公正性をどのように担保しているか、2-2下部の備考欄に記載すること。 ※該当する場合、速やかに本報告書を提出すること。 | 備考欄に記載 | | | | |
| | ③ 当該事業の契約が2-1(3)②のいずれかに該当するか確認している。 | | | | | |
| (3) の相契約 相手方の | ① 当該事業の契約の相手方（一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約（少額のものを除く。））を公表している。 | | | | | |

| 項目 | 番号 | 備考 |
|----|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |